

## 第6回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年6月3日(金)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後4時00分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 2番 池田 良一

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	末吉 亜紀
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第27号	農地法第5条の申請について	4件
議案第28号	農地法第4条の申請について	2件
議案第29号	農地法第3条の申請について	4件
議案第30号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について 利用権設定 通年 中間管理事業 (集積計画一括方式) 公社からの買受	3件 3件 1件
議案第31号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 について	1件

8. 報告事項

報告第11号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に ついて	432件
--------	-----------------------------------	------

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>(挨拶)</p> <p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は2番 池田 良一委員、12番 相良 安夫委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="331 734 1447 1193"> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 通年</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    農地中間管理事業</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。</p> <table border="0" data-bbox="331 1317 1318 1406"> <tr> <td>報告第11号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>432件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第27号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第27号	農地法第5条の申請について	4件	議案第28号	農地法第4条の申請について	2件	議案第29号	農地法第3条の申請について	4件	議案第30号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	3件		農地中間管理事業	3件		公社からの買受	1件	議案第31号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について	1件	報告第11号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	432件
議案第27号	農地法第5条の申請について	4件																										
議案第28号	農地法第4条の申請について	2件																										
議案第29号	農地法第3条の申請について	4件																										
議案第30号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																											
	利用権設定 通年	3件																										
	農地中間管理事業	3件																										
	公社からの買受	1件																										
議案第31号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について	1件																										
報告第11号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	432件																										
事務局	<p>議案第27号 26番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。</p> <p>図面は11ページから17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が一般住宅を建設するための申請です。</p>																											

事務局	<p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、27番になります。 図面は18ページから23ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が自動車整備工場を建設するための申請です。 なお、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、28番になります。 図面は24ページから29ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、29番になります。 図面は30ページから38ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇区です。 譲受人が集合住宅を建設するための申請です。 農地区分は第3種農地。</p>
-----	--

事務局	許可基準としましては、許可し得るに該当します。  議案第27号 については以上4件です。
議長	はい。ありがとうございました。 それでは26番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	子供さんが新しく家を建てるということで、今住んでいるところのちょっと前に建てるということです。 現地の方を見ましたけども、特に問題はありませんでした。 以上です。
議長	ありがとうございました。 26番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	これはもう早くから違反建築ですね。本人も知っていたので、度々どうにかするように言っていました。この度県からも指摘があったようで、農転しますということです。別に転用してまわりに迷惑かけるようなことではありませんでした。以上です。
議長	ありがとうございました。 27番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	1年以上前に印鑑をもらいにこられたところです。 ここは、上下水道ありますので、問題ないと思います。 御審議よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。 28番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	〇〇〇〇がアパートを2棟建てたいということでの申請です。両隣りの同意書、区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、私も承諾しました。 旧道沿いに下水も通っていますので、特に問題ないと思われれます。以上です。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>29番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請4件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第28号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 について説明します。</p> <p>議案は3ページ、13番になります。</p> <p>図面は1ページから3ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が乗入口及び駐車場を設置するための申請です。</p> <p>なお、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、14番になります。</p> <p>図面は4ページから10ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第28号 については以上2件です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>13番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	家の周りは全部自分の土地なんですね。そこに駐車場をやっておられて、他の家にも何も迷惑かからない状態でした。御審議よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	今の場所に家を作ろうかなということでしたが、道の下で道路が狭くて許可が下りなかったということです。それで上に土地があるので、そこに家を作りたいと相談がありました。別に問題ないようでしたので、承諾しました。御審議よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございます。 14番について御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第29号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第29号 4件について御説明いたします。  議案は4ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。  議案第29号 については以上4件です。
議長	議案第29号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたらお願いします。 <なし> 特に無いようですので、議案第29号 農地法第3条の申請については許可といたします。  続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年3件について説明をお願いします。

事務局	<p>議案第30号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を、6ページから7ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が3名、貸付人が3名で、面積は田が6,160㎡、畑が3,781㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第30号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の8ページに明細書を、9ページか11ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>面積は田が10,138㎡、貸付人2名、借受人3名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第30号 農地中間管理事業については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕農地中間管理事業（集積計画一括方式）3件については申し出のとおりに決定します。</p>



議長	<p>続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 公社からの買受について、御説明します。</p> <p>議案の12ページに明細書を、13ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>こちらは5月の委員会で農業公社への売渡を決定した件について、今回、農業公社から買受する内容です。</p> <p>田が1筆、面積1,062㎡となっております。</p> <p>議案第30号 公社からの買受については以上です</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第30号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕公社からの買受については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について御説明します。議案は14ページからになります。</p> <p>これは、昨年6月に掲げた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対しての点検・評価になります。</p> <p>議案14ページです。これは、</p> <p>I 農業委員会の状況、令和3年4月1日現在の数値です。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>2 の目標及び実績についてです。</p> <p>集積目標を1,115haとしておりましたが、実績が1,036haで、達成状況は92.9%となりました。うち新規実績は、34.3haでした。</p> <p>3 目標の達成に向けた活動実績ですが、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんで取り組み、地域ごとに情報を共有し、担い手への農地集積に努めま</p>

事務局	<p>した。また、毎月、推進委員が利用権の終期通知の配布を行い再設定等の推進を行っていただきました。</p> <p>4 の目標及び活動に対する評価です。</p> <p>目標に対する評価としては、目標値には届きませんでした。活動に対する評価は、担い手の高齢化や親元就農や法人就農以外の新規就農者がいなかったことなどから担い手への集積が進みませんでした。また、中間管理事業については制度の利用促進に向けた活動を今後も続けていく必要があります。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>2 の目標及び実績についてです。参入目標を2経営体としておりましたが、参入実績はありませんでした。</p> <p>3 活動実績は、毎月1回普及センターで開催されている就農相談会に出席し、就農希望に沿った情報の提供を行いました。</p> <p>4 の目標及び活動に対する評価です。目標に対する評価は、就農相談会での相談者が親元就農や法人就農が多く、新規参入には繋がりませんでした。活動に対しては今後も新規参入者を掘り起こすため、関係機関と協力して情報発信を行っていく必要があります。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価です。</p> <p>2 の目標及び実績です。</p> <p>遊休農地の解消目標を3.0haとしておりましたが、農地利用状況調査等により実績は2.5haで、達成状況は83.3%でした。</p> <p>3 活動実績をご覧ください。昨年8月から9月に農業委員、農地利用最適化推進委員と行いました農地パトロールで確認した遊休農地のうち、157筆、11.7haの農地に対して利用意向調査を行い解消となるよう努めております。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価です。</p> <p>目標に対する評価は、農業者の減少や耕作条件が悪く耕作再開が難しい農地が多く、目標を達成することができませんでした。</p> <p>活動に対しては、活動計画に基づき順調に活動することができました。今後も遊休農地解消にむけた活動を継続していく必要があります。</p>
-----	---

事務局	<p>18ページをご覧ください。 V 違反転用への適正な対応です。</p> <p>2 実績です。</p> <p>令和4年4月現在、違反転用を把握し県に報告しているものが1件、0.2haあります。昨年度からの継続案件です。</p> <p>3 活動実績及び評価ですが、</p> <p>利用状況調査や転用相談の中で違反転用を発見した時は速やかに是正のための適切な指導を行い、許可権者による追認許可をうけ違反転用の解消を図りました。</p> <p>評価としては、農地法の規制対象となることを知らない場合が多く、違反転用につながる恐れもあるため、今後もより一層の周知を図り違反転用を未然に防いでいく必要があります。</p> <p>19ページからの VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検 及び21ページの VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、VIII 事務の実施状況の公表等については、令和3年度に処理した件数等を記載しておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>以上、令和3年度の活動の点検・評価についてです。</p> <p>議案第31号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については決定いたしました。</p> <p>議案についての審議は以上となりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第11号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号 について御説明いたします。</p> <p>議案は、22ページから37ページになります。</p> <p>昨年8月から9月にかけて実施しました農地パトロールにおいて、荒廃して耕作することが困難な農地については非農地判断をしていただきました。</p>

事務局	<p>非農地判断をした対象地446筆の所有者に対して、令和4年4月18日付けで「非農地判断にかかる事前のお知らせ」を行い、所有者の意向確認を行いました。</p> <p>その結果、今後農地として復旧し管理するなどの連絡があった農地が17筆ありました。</p> <p>連絡がなかった429筆301,461.5㎡と5月16日までに非農地の相談があった3筆2,058㎡の計432筆303,519.5㎡について、所有者等に対して「非農地通知」を発送します。</p> <p>報告第11号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>報告第11号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで第6回農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>